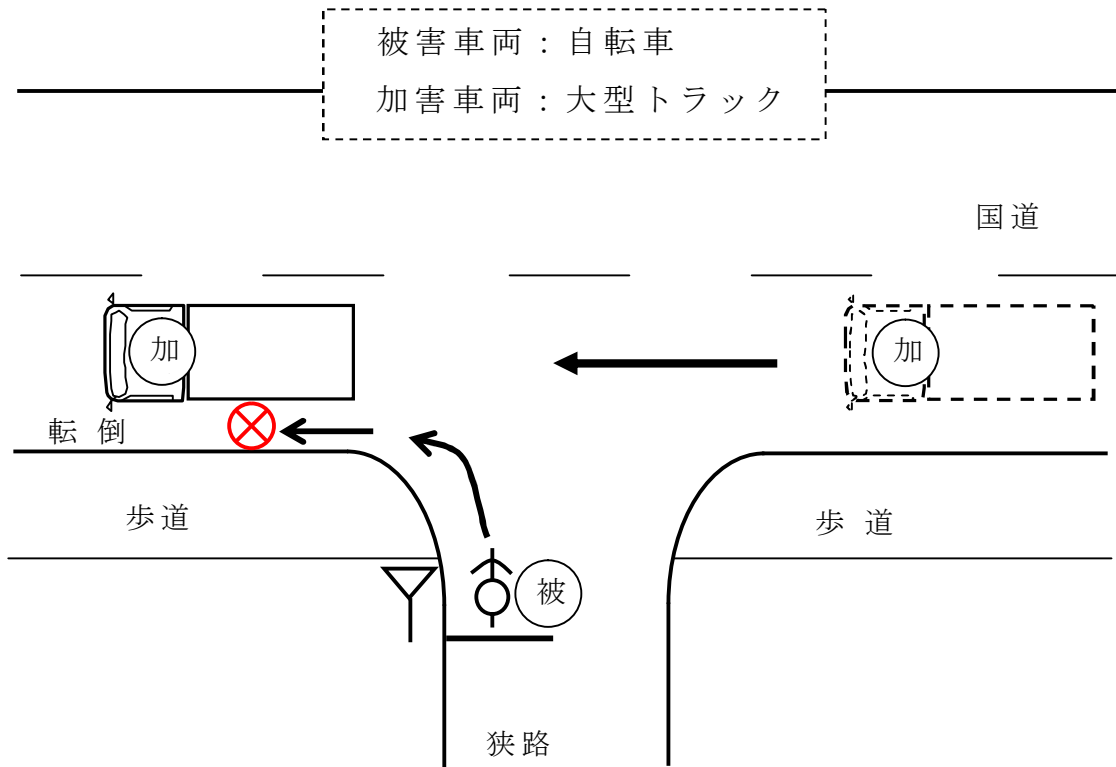


## 事例 5

自転車と大型トラックとの事故であるが、接触したのか否か不明の事案

### 事故状況



### 事故状況の説明

被害者死亡の事案。

自転車は一時停止せず、また、右方の完全確認をせず狭路を左折し走行。後方から大型トラックが自転車の右横を通過。自転車が転倒し、被害者の頭部が大型トラックの後輪で轢過されたという事案。

問題は自転車と大型トラックが接触・衝突したのか否か不明であり、実際、接触した痕跡は存在しなかった。

### 経過

1 審判決は被害者過失 20%と判断、双方控訴したが高裁でも過失割合は変わらなかった。

## ポイント

判例タイムズには自転車右折の類型はあるが、自転車左折の類型は存在しない。

四輪車対四輪車の事案は判例タイムズ 82 図が適用されて、被害者過失 90%となる。被害者にとって不利な点も存在する事案であった。

本件は判例タイムズに掲載されていない類型であると言う以上に被害車両と加害車両が接触をしたか否か不明の事案であり、加害者に責任が問えるかと言う点もあった。

実際、損保側は被害者が勝手に転倒したのだと主張していた。

しかしながら、走行の不安定な自転車に近くを大型トラックが走行する場合は、自転車に運転者に不安感を与え、また、振動で転倒させるかも知れないのであるから、自転車との距離を相当、開けなければならない。まさに自転車の真横を大型トラックが走行している際に自転車が転倒したのであるから、被害者ないし被害車両と接触したかもしれないし、接触しなかったとしても被害車両との車間距離が僅かしかなかったのが本件事故の原因であると主張した。

裁判所はその主張を認め、1 審、2 審とも被害者の過失が 20%と判断した。